

議案第 5 号

令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について

地方自治法第218条第1項の規定により、山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算を次のとおり補正する。

令和2年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和元年度

山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3回)

令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ12,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,769千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 791,425	千円 18,403	千円 809,828
	1 後期高齢者医療保険料	791,425	18,403	809,828
3 繰入金		264,139	△5,517	258,622
	1 一般会計繰入金	264,139	△5,517	258,622
歳入合計		1,057,883	12,886	1,070,769

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,038,924	千円 12,886	千円 1,051,810
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,038,924	12,886	1,051,810
歳出合計		1,057,883	12,886	1,070,769

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	791,425	18,403	809,828
3 繰入金	264,139	△5,517	258,622
歳入合計	1,057,883	12,886	1,070,769

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,038,924	12,886	1,051,810
歳出合計	1,057,883	12,886	1,070,769

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	18,403	△5,517
0	0	18,403	△5,517

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 特別徴収保険料	538,184	10,203	548,387
2 普通徴収保険料	253,241	8,200	261,441
計	791,425	18,403	809,828

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 事務費等繰入金	37,898	△567	37,331
2 保険基盤安定繰入金	226,241	△4,950	221,291
計	264,139	△5,517	258,622

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 現年度分	10,203	現年度分	10,203
1 現年度分	8,200	現年度分	8,200

1 事務費等繰入金	△567	事務費等繰入金	△567
1 保険基盤安定繰入金	△4,950	保険基盤安定繰入金	△4,950

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,038,924	12,886	1,051,810			18,403	△5,517
						後期高齢者医療保険料	
計	1,038,924	12,886	1,051,810	0	0	18,403	△5,517

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金、補助及び交付金	12,886	事務費等負担金	△568
		保険基盤安定負担金	△4,950
		後期高齢者医療保険料納付金	18,404